

原告第 28 準備書面（2024 年 12 月 27 日提出）

抜粋（15－21 頁）

第 5 令和 6 年 11 月 20 日付の裁判所からの求釈明事項への回答

1 大口出品契約の締結はいつか

2013 年 6 月からである。

2 「ブランドレジストリーの差し止め」の具体的内容及び請求の法的根拠を明らかにされたい

被告は、乙第 46 号証を提出し、その中で別表 1 番号 16 及び 18 の「HARRODS」というブランド名は、「ブランドレジストリーへの登録あり」と記載している。しかし、その登録者は公開しない。

原告は特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」に記載された商標登録「HARRODS」の権利所有者である Harrods 社法務部に対し、自ら照会をかけた。結果、権利所有者は「Amazon ブランドレジストリーに登録していない」ことが判明した【資料 5】。

【資料 5】

2024 年 12 月 4 日付 Harrods 社法務部 シニア・リーガル・カウンセ
ル Polly West 氏からの返答

Dear Ms Kimura

We confirm receipt of your letter (attached for reference).

We are unaware of the incidents and allegations mentioned in your letter and confirm we
have not registered with the Amazon Brand Registry.

We trust this confirmation settles any concerns you have in relation to Harrods'
involvement in your sales on Amazon.

Yours sincerely

Harrods Legal Department



Polly West
Senior Legal Counsel
HARRODS | Legal

Harrods Limited, 68 Hammersmith Road, London W14 8YW
M: 07751746989 | [harrods.com](https://www.harrods.com)

[原告翻訳]

木村様 当社は貴殿の手紙を受領しました（添付参照）。

当社は貴殿の手紙に記載された事柄や申立てについては把握しておらず、
Amazon ブランドレジストリーに登録していないことを確証します。

この確証により、Amazon での貴殿の販売における Harrods 社の関与に関
する懸念が払拭されるものと信じております。

敬具

ハロッズ社法務部

また別表 1 番号 1 1 のブランド名「Miffy」についても、権利所有者である Mercis 社は、同社が Amazon での販売に規制をかけることはしていないと原告に伝えるのみならず、問題なく Miffy の使用を許可し、販売できるよう被告に連絡するとまで申し出てくれている。なお Mercis 社は、商品が Miffy（ミッフィー）であり、Snoopy（スヌーピー）には何ら関係のない商品を、被告（販売元 Amazon.co.jp）が「スヌーピー、ミッフィー トートバッグ」との商品タイトルで販売している事実について（原告第 2 6 準備書面の 2 3 頁）、むしろこれが商標の不正使用にあたるのではないかと指摘した。

海外企業への照会では、原告は海外宛てでも正式に受領が証明できるものとして、金曜日に発送すると欧米には翌月曜日には配達され、サインも画像で確認できる国際宅配便 DHL を使い、上記の回答を得ることができた。しかし、これらの証拠を得るため輸送費だけでも 1 件 1 万円以上のコストがかかった。

なお、コストはかかったが、セラーフォーラムで他の出品者が自らの商標登録ブランドが既に他社により、ブランドレジストリー登録されていたと問題提起したとおり（原告第 2 0 準備書面 2 0 - 2 4 頁の 2、原告第 2 2 準備書面 6 頁）、被告が運用する ブランドレジストリーは第三者、あるいは被告自らが真の権利所有者の権利を侵害し、勝手にブランド登録を行っていることが判明した。ブランドは商標登録する時点でその権利を主張するものであり、本件ストアで秘密裡にブランド登録を行わなければ権利が守れないことなどなく、むしろ、どのブランドが誰によって登録されているか開示が必要であることは上記事実からも明白である。また、非公開である「ブランドレジストリー」は、ブランドレジストリー出品者以外の原告を含む非ブランドレ

ジストリー出品者は、本件ストアでの出品にはある程度大量に仕入れる必要があると権利所有者から仕入れたものの、いざ登録しようとするとそのブランド登録者が存在し、そのブランド名を使用したければブランドレジストリーに登録した出品者からの販売許可が必要であるが、それが誰かは一切開示せず、権利所有者でない可能性があるという予測不可能な仕入れをさせられるという、本件ストア以外ではありえない不利益が存在する。それが海外ブランドであるなら、書面で問い合わせるコスト以外にも英語で書面を用意する必要があり、日本人出品者にとって確認するという行為自体ハードルが高い。結果、本件ストアで販売できない在庫を抱え、経営が圧迫されるという日本人出品者に不利益をもたらす運用を行っている【資料6】。

【資料 6】

① 2024年11月22日のセラーフォーラム



Seller_nzRgtVp9m13Sg
20 hours ago

...

Amazonから知的財産権侵害（商標の不適切使用）

私の会社では、イギリスのHarris Tweedの生地を使用した製品を取り扱うことが伝統的な事業となっています。このブランドには公式で明確な使用規則があり、製品の表面が50%以上Harris Tweedの生地で構成されている場合、その製品を「Harris Tweed X」として記載することが認められています。

しかし、11月14日頃、Amazonから知的財産権侵害（商標の不適切使用）を理由にHarris Tweedの記載を削除するよう求められました。ただし、私たちは正式にこのブランド名を使用する権利を持っています。

この問題に対してケースを開き、以下の資料を提出して申請しました：

Harris Tweed公式のブランド使用規則文書

Harris Tweedの生産工場との協力契約書

取引記録

請求書

購入契約書（計8点の資料）

申請中に一部のASIN（商品）が販売再開された一方で、別のASINについては削除指示が続き、または追加で「正式な許可証を提出するように」と求められました。Amazonサポートに問い合わせたところ、「審査する担当者が異なるため、判断も異なる可能性がある」との回答がありました。

このような対応には非常に困惑しています。Amazon内部で統一された基準がないように思え、提出した資料を見てもらえていない、あるいは正當に評価されていないと感じます。現在、対応の方法が見つからず、最終的にはブランド名を削除するしかない状況に追い込まれています。

さらに、Jeff Bezos宛てにメールを送りましたが、自動返信で「申請はパフォーマンスページから行うように」と案内されました。しかし、私のパフォーマンスページには「編集」ボタンしかなく、「申請」ボタンが表示されていません。この状況を解決する方法について、同じような経験を持つ方からアドバイスをいただけないでしょうか？

② 2024年12月25日のセラーフォーラム



Seller_taj52e0aoXKqi

20 hours ago

アカウントが停止されました。

理由もなく、停止されました。確認したところ、特に違反などはありませんでした。

書類を何回か追加し、説明を提出しておりますが、何も返信がありませんでした。

たくさん在庫を仕入れましたが、どうしたらよいでしょうね。

提訴したいと思っておりますが、アマゾン日本を提訴したほうがよいでしょうか。

👁 44 views 💬 1 reply

Amazon は各国独自のシステムを運用しており、例えばライバル企業の楽天に対抗すべく出品者に購入させている Amazon ポイントは日本でのみ導入され、他国 Amazon では存在しない。並行輸入品の販売は我が国の法律で認められており、並行輸入品販売不可リストを掲載する本件ストアにおいて、システム上、日本限定でブランドレジストリーの登録者を開示できないなどとする理由は一切ない。原告はブランドレジストリーに登録されたブランド名と登録者の開示を求める。

ブランドレジストリーに登録者を開示しないことで秘密裡に海外ブランドによる越境販売、あるいは被告自らを含む商標権者以外の第三者のみを許可するという独占販売を認めている。非公開でブランドレジストリーを運用する被告は、独禁法 19 条が定める「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」、及び同法 2 条 9 項 5 号が指定する、上記の不公正な取引方法に当たる行為の一つとして、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、「取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」（同号ハ）に当たる行為に該当する。